

よくあるご質問

質問 1 どういう状況の方が対象になるのですか？

2年以内に離職し、住居を失われた方又は失うおそれのある方（2）で、就労能力と就労意欲があり、ハローワークへ求職申込みを行う方が対象となります。（ただし、収入要件あり（1））

- 1 収入要件：原則として収入がなく（例外として、臨時的収入やその他の一時的な収入が単身世帯で8.4万円、複数世帯で17.2万円以下）生計を一にする同居の親族の方の預貯金の合計が単身世帯で50万、複数世帯で100万円以下
- 2 住居を失うおそれのある方：上記 1の要件に該当し、賃貸住宅に入居している方

質問 2 住宅手当の支給額はいくらになりますか？

支給月額、自治体ごとに定める生活保護の住宅扶助の特別基準額に準拠した額（住宅手当基準額）を上限として、支給対象者が賃借する住宅の賃料月額となります。

限度額は、「入居予定住宅に関する状況通知書」の『入居予定の賃貸住宅』欄に記載されていますので、ご確認ください。

なお、手当は月ごとに、住宅の貸主様又は貸主様から委託を受けた事業者様（宅地建物取引業者が委託を受けている場合は宅地建物取引業者様）の口座に、支給決定を行った自治体から直接、振込まれます。

質問 3 住宅の初期費用（敷金、礼金、媒介手数料、一月目の家賃など）は、申請者に支給されないのですか？

初期費用は申請者が自らの資金により振込を行うのが基本であることから、住宅手当の支給内容には含まれていません。

ただし、申請者にその資力がない場合は、東京都社会福祉協議会による公的な貸付制度を通じ、初期費用のための資金を調達することができます。その場合、住宅の貸主様又は貸主様から委託を受けた事業者様（宅地建物取引業者様が委託を受けている場合は宅地建物取引業者様）の口座に、東京都社会福祉協議会から初期費用相当額が振り込まれます。

質問 4 賃料月額には、共益費や管理費は含まれるのですか？

共益費や管理費は、住宅手当の支給内容には含まれません。申請者が自ら支払いますので、申請者に必要額をお示しください。

質問 5 契約に当たり、民間賃貸保証会社などによる入居保証（賃貸保証サービス・滞納家賃保証サービス・連帯保証人サービスなど）を付けることを求めてもいいのですか？

契約する際、申請者に入居保証を付けることを求めることは可能です。申請者が保証会社と交わす保証サービスに要する保証料（契約料）について、自ら金銭的な負担ができない場合、申請者は、東京都社会福祉協議会による公的な貸付制度を通じ、資金を調達して、本人の責任で入居保証の契約を行うこととなります。

質問 6 入居者が早期に退去した場合や、貸主との合意により契約を解除した場合、何か手続きが必要ですか。

住宅手当の支給を停止する必要がありますので、お手数ですが、その旨を自治体の住宅手当担当窓口までご連絡くださいますようお願いいたします。

質問 7 住宅手当の支給期間（最長 6 か月）が限定されているのはなぜですか？

本手当の支給対象となっている方が早期に就労し自立した生活を送っていただくため、最長 6 か月と期間を設定しています。早期就労に向けては、自治体においてハローワーク等とも連携し支援を行っていきます。